

令和6年12月2日  
公告第2024-11号  
オエノンホールディングス健康保険組合  
理事長：佐藤隆史



## 公 告

### 当組合の標準報酬月額平均について

健康保険法第47条の規定による当組合の令和6年（2024年）9月30日現在の全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和7年度に適用する標準報酬月額平均は下記の通りとなりますので公告します。

1. 令和6年9月30日現在の平均報酬月額： 335,423円
2. 令和7年度における平均標準報酬月額： 340,000円（24等級）
3. 適用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

※上記2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和7年度における上限額として適用されるものです。

以 上